平成２９年（フ）第５０号
名古屋市守山区四軒家１丁目710番地　紘仁病院、住民票上の住所名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘13棟504号
債務者　赤根　和徳
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４６号
高知市横浜新町２丁目1109番地　シティーハイム横浜101号
債務者　成岡　明彦
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４７号
高知市横浜新町２丁目1109番地　シティーハイム横浜101号
債務者　成岡めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８２号
高知市前里45番地
債務者　十河　千里
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８６号
高知市神田73番地　第２北村マンション103号
債務者　大出利津子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９７号
高知県土佐市宇佐町宇佐88番地８
債務者　奥野　昭子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１２号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2578番地１　イーストガーデン102
債務者　一倉真由美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３０号
群馬県前橋市南町２丁目63番地３　ＨＢハイツ　２－Ｅ号
債務者　中島　芳幸
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３２号
群馬県伊勢崎市連取町3105番地１　メゾンボヌールＤ101
債務者　小澤　幹根
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
埼玉県秩父市大野原1418番地２　コーポあざみＣ棟101
債務者　町田　貴子（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
相模原市緑区下九沢479番地16
債務者　吉田　弘子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１号
相模原市中央区富士見４丁目９番８号　ロッシェル富士見102号室
債務者　田所　文明
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７号
静岡県沼津市原593番地の１　県営六軒町団地１－202、前住所静岡県伊豆の国市三福97番地の１　ＫａＮａハイツ201号
債務者　中川　　忍
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
静岡県沼津市大岡2290番地の３　Ｋ－フラット206
債務者　西島　豊作
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４６号
京都市伏見区醍醐川久保町30　医療法人松寿会共和病院内、住民票上の住所京都市山科区竹鼻立原町３番地の10
債務者　笹井　達彦
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２６号
京都市伏見区横大路松林33番地20
債務者　稲葉　義史
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３９号
京都市西京区嵐山茶尻町46番地４
債務者　山下由美子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係